

相武台周辺地域小・中学校の 学習環境のあり方検討協議会 ニュース

令和6年5月発行
相武台周辺地域小・中学校の
学習環境のあり方検討協議会

第9号

指定変更許可区域の要望書を教育委員会に提出

相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会（以下、検討協議会）では令和8年4月のもえぎ台小学校の学校再編に伴い、就学指定校が変更になる児童への影響を鑑み、指定変更許可区域の検討を行ってまいりました。

この度、その検討結果をとりまとめ、令和6年3月28日(木)に、渡邊教育長(当時)に面会し、指定変更許可区域の要望書として提出しました。



【会長・副会長で要望書を提出しました】

要望した指定変更許可区域

- ・ 就学指定校を変更する区域に、指定変更許可区域を設定する（※）

※もえぎ台小学校の通学区域から、緑台小学校の通学区域に変更になった区域に、学校施設に余裕のある相武台小学校を変更可能校に設定

- ・ 指定変更許可区域を設定する期間は、令和8年4月から1年間とする

設定する区域一覧

新磯野4丁目1番～8番9号
新磯野5丁目

指定校

緑台小学校

変更校

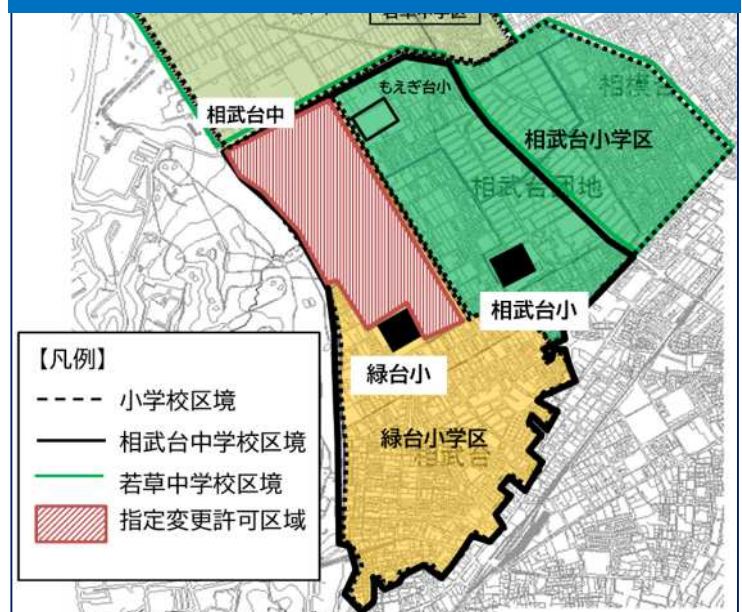
相武台小学校

設定する期間※

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

※令和8年4月に、小学1年生から6年生になるお子様が、学校を変更することができます。

令和8年4月以降の通学区域



※カラー版は市ホームページや裏面のQRコードからもご覧いただけます。

検討結果に至った理由

保護者の意見

- ▶ 保護者意向調査では、指定変更許可区域は「あった方が良い」という意見が多い結果となっている。※

※ 保護者意向調査の結果 Q 指定変更許可区域について
A 「あった方が良い」 78%
「ない方が良い」 22%

通学時の安全面

- ▶ 指定変更した場合における通学時の安全確保については、保護者が送迎することや、学校再編までの準備期間に3校のPTA間での話し合いを実施していく予定がある。

学校規模の適正化

- ▶ 指定変更許可区域を設定した場合でも、適正な学校規模の継続が可能である。

学校施設の規模

- ▶ 指定変更許可区域を設定した場合でも、受け入れ先の相武台小学校の施設規模に問題は生じない。

友人関係の継続

- ▶ 指定変更許可区域を設定することで、これまでの友人関係を継続するための選択肢を設けることができる。

Q なぜ1年間だけなのか？

A 指定変更許可区域を検討するにあたっては、「これまでの友人関係の継続」に配慮が必要であると考えました。

この場合、学校再編までに入学しているお子様を対象に、1年間だけ設定することで解決することができることとなります。

また、通学路や登校班を決めているPTAや、旗振りなどを行っていただく保護者にとって、継続して学区外からの通学に対応する負担も考えた結果、1年間のみの設定という検討結果に至りました。

Q 緑台小から相武台小への指定変更許可区域を検討するのに対し、相武台小から緑台小は検討しない理由は？

A 通学距離が指定校（相武台小学校）より長くなること、緑台小学校は教室数に余裕がないことから、指定変更許可区域の設定は難しいためです。

今後のスケジュール（予定）

今後、要望書の内容について、教育委員会で協議を行い、**令和6年夏頃**に指定変更許可区域の設定が正式に決定します。

これまでの検討経過や検討協議会ニュースのバックナンバーは次の方法でご確認いただけます。

- 1（市ホームページ）右記の二次元コードからも該当ページへアクセスできます。
- 2（配架）①市の行政資料コーナー、②相武台公民館、③関係小・中学校



【市HP】